

審 査 基 準

平成6年10月1日作成

法 令 名： 道路交通法
根 拠 条 項： 第49条の4第2項
処 分 の 概 要： 駐車の許可
原権者（委任先）： 警察署長（高速自動車国道等における交通警察に関する事務 を処理する警視以上の警察官）
法 令 の 定 め： 石川県道路交通法施行細則第8条第2項 （許可の要件） 石川県道路交通法施行細則第8条第4項 （許可証の様式）
審 査 基 準： 別紙のとおり
標 準 処 理 期 間： 5日 （行政庁の休日は含まない。）
申 請 先： 申請書は、あなたの住所地を管轄する警察署の交通課（高速 自動車国道にあっては高速道路交通警察隊）窓口提出して下さい。 さい。
問 い 合 わ せ 先： 別紙のとおり各警察署交通課（係） 又は高速道路交通警察隊
備 考：

別紙

許可の申請を受理した警察署長（高速自動車国道等における交通警察に関する事務を処理する警視以上の警察官を含む。）は、当該申請に係る許可対象行為が次の1から3のいずれかに該当するときは時間を限って許可できる。

- 1 現に交通の妨害となるおそれがないと認められるとき。
- 2 許可に附された条件に従って行われることにより交通の妨害となるおそれがなく
なると認められるとき。
- 3 現に交通の妨害となるおそれはあるが、公益上又は社会の慣習上やむを得ないもの及びその他特別の事情があると認められるとき。

「やむを得ないもの」とは、以下のすべてを満たすときをいう。

- (1) 申請に係る日時、場所以外に駐車場所を確保することができないと認められるとき、又は申請に係る日時、場所以外の日時、場所においてはおおよそ申請に係る駐車目的が達せられないとき。
- (2) 申請に係る日時、場所以外において、より影響の少ない日時又は道路の部分
を指定して許可することによってはおおよそ目的が達せられないとき。
- (3) 当該申請に係る駐車
の必要性が、交通の妨害となる程度にかんがみて、不許可とする必要性を上回るものであること。

「公益上」とは、電気、ガス、水道等の工事や道路、公園、電信電話設備、交通安全施設の設置管理等公共性の高い活動に伴い駐車する場合

「社会の慣習上」とは、冠婚葬祭等社会生活において慣習として広く認められているものをいう。

「その他特別の事情」とは、駐車する必要性が先に掲げた事情と同じくらい高いものをいう。

- (例) ○ 急病人の往診または救護に伴い駐車するとき。
- 公害に係る監視、測定または立ち入り検査に伴い駐車するとき。

別紙

県内警察署所在地一覧表

名称	担当課	所在地	電話番号
金沢中警察署	交通第一課	金沢市下本多町六番丁15番地1	(076) 262 - 1171
金沢東警察署	交通第一課	金沢市元町2丁目15番1号	(076) 253 - 0110
金沢西警察署	交通課	金沢市金石本町イ1番地の1	(076) 267 - 1241
大聖寺警察署	交通課	加賀市大聖寺東町1丁目1番	(0761) 72 - 0670
小松警察署	交通課	小松市上小松町乙163番地の1	(0761) 22 - 5231
寺井警察署	交通課	能美郡寺井町字寺井リ44番地	(0761) 57 - 1137
松任警察署	交通課	松任市八ツ矢町617番地	(076) 275 - 1142
鶴来警察署	交通課	石川郡鶴来町月橋町644番地	(07619) 2 - 1161
津幡警察署	交通課	河北郡津幡町字加賀爪ヌ40番地の3	(076) 288 - 3111
羽咋警察署	交通課	羽咋市旭町ユ20番地	(0767) 22 - 1122
七尾警察署	交通課	七尾市藤橋町亥部45番地の1	(0767) 53 - 4141
穴水警察署	交通課	鳳至郡穴水町字川島カ4番地の1	(0768) 52 - 1167
輪島警察署	交通課	輪島市杉平町鬼田1番地の4	(0768) 22 - 0110
能都警察署	交通課	鳳至郡能都町字宇出津ウ字76番地	(0768) 62 - 1334
珠洲警察署	交通課	珠洲市上戸町北方ろ15番地1	(0768) 82 - 0110

関係所属所在地一覧表

所属名	所在地	電話番号
高速道路交通警察隊	金沢市神野町東170番地	(076) 262 - 1161